

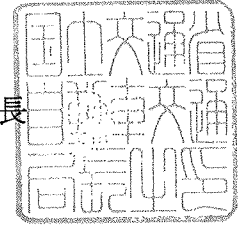


受理番号第66号
受理日H22.1.8

国自技第236号の3
平成22年1月5日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置の
一部改正について

構造改革特別区域において、基準緩和を受ける自動車については、「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成15年3月31日付自技第383号）により認定をしてきたところであるが、今般、構造改革特別特区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1が平成22年1月5日付けで変更され、重量物輸送効率化事業に係る特例措置が拡充されたことを踏まえ、同通達を別添新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し、通達しましたので、貴傘下関係者に周知方お願いします。

別紙
国自技第236号
平成22年1月5日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置の
一部改正について

構造改革特別区域において、基準緩和を受ける自動車については、「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成15年3月31日付自技第383号）により認定をしてきたところであるが、今般、構造改革特別特区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1が平成22年1月5日付けで変更され、重量物輸送効率化事業に係る特例措置が拡充されたことを踏まえ、同通達を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。